小千谷市起業家育成支援事業「BALLOON」
2026 年度 ビジネスコンテスト in OJIYA 募集要項

1. 事業の目的

小千谷市では、新たなビジネスにチャレンジする人材を育成し、地域経済の活性化を図るため、市内で起業・新規事業に取り組みたい方を対象に「2026 年度 ビジネスコンテスト in OJIYA」を開催します。

本コンテストは、構想段階の事業や起業後間もない事業等の新たなビジネスを社会実装させるために行う、国内外先進地への調査研究や概念実証（POC）等に必要な経費を補助するチャレンジ支援事業補助金の採択者を選考する審査会として実施します。

※概念実証（POC）…新たなビジネスに向けて、実用化やニーズ適用等が可能か否かを検証するために実施する行為

2. 補助対象者・資格要件

次の要件をすべて満たすこと。

(1) 小千谷市内で起業または、第二創業、企業内起業もしくは新規事業の立ち上げを予定あるいは検討している個人または法人であること。

(2) 補助金の実績報告の時点（令和 10 年２月）において、次のいずれかに該当する者であること。

1 個人：小千谷市で事業を営んでいる者または事業を営む予定である者（学生も可）

2 法人：小千谷市に商業登記の住所があること。

(3) 小千谷市暴力団排除条例（平成 24 年小千谷市条例第２号）第２条第１号に規定する暴力団、第２条第２号に規定する暴力団員と密接な関係を有しない者であること。

(4) 清算手続、破産手続、更生手続、承認援助手続または特別清算に関する手続が開始されていないこと。

(5) 市町村税を滞納していないこと。

(6) 補助事業の採択決定後、自らの取組を地域に波及させるため、小千谷市が主催する起業家育成支援事業の取組に参加・協力できること。

3. 補助対象事業

補助対象事業は、構想段階の事業や起業後間もない事業等を社会に実装させるために実施する国内外先進地での調査研究等の事業です。以下の要件を全て満たすことが必要です。

- 構想段階の事業、起業後間もない事業等の課題と解決手法が明確であること。
- 小千谷市を拠点とした事業展開が見込めること。
- 地域産業への波及効果が期待できること。
- 調査研究等の内容が明確かつ具体的であること。
- 自己資金、自助努力で一定程度事業の確立、成長、収益化が見込める事業ではないこと。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業に該当する者及びこれに類する業種でないこと。
- 調査研究等は、国、県、その他の団体から同様の補助を受けていないことまたは受ける見込みがないこと。

《取組例》小千谷市において、新たな事業構想を確立するために・・・

・ 海外先進地で○○技術を学びたい
・ 課題解決に向けた○○を外注で製作したい
・ 製作した試作品をマーケティングしたい
・ 新たに輸出に取り組むために海外の市場調査を行いたい
・ 新たな技術やアイデアによる製品等の実証実験を行いたい

4. 補助対象経費、補助率、補助限度額、実施期間

(1) 補助対象経費

補助対象事業は、調査研究等の実施に必要な費用のうち以下の経費です。ただし、消費税、地方消費税、その他市長が不適当と認める費用は除きます。

旅費交通費、宿泊費、印刷製本費、通信運搬費、資料購入費、賃借料、消耗品費、出展料、出展装飾費、専門家謝金、専門家招へい旅費交通費、外注加工費、試験・分析費、会議費、その他事業構想を確立させるために特に必要と認められる費用

(2) 補助率

補助対象経費の 9/10 以内（千円未満切捨）

(3) 補助限度額

100 万円

(4) 実施期間

交付決定日から令和 10 年 1 月 31 日（月）まで

5. 応募手続等の概要

(1) 受付期間：令和８年 11 月 11 日（水）～令和９年１月 29 日（金）午後５ 時まで（必着）

(2) 応募方法：以下提出先まで、本募集要項５（4）の応募書類を電子メールによりご提出ください。

《応募書類の提出先》

小千谷市商工振興課　地域産業係

メール　syoko-c@city.ojiya.niigata.jp

(3) 採択予定数：５件以内

(4) 応募書類

1　ビジネスコンテスト応募申込書

2　本事業で取り組みたい事業アイデア（パワーポイント５ページ以内）

3　会社概要資料（パワーポイント３ページ以内。既に会社設立済の場合）

4　市町村税の未納のない証明書

※必要に応じて 追加資料の提出及び説明を求めることがあります。

※審査会でのプレゼンテーション資料は審査会までに別途作成いただきます。

※応募書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。

6. 選考について

(1) 選考方法

応募書類の内容及び審査会の意見に基づき採択または不採択を決定します。

(2) 書類審査

補助対象事業、補助対象経費等の要件および、本募集要項６（４）①～⑥の評価項目への適合性の観点から書類審査を行います。すべての評価項目で 5 点以上（10 点満点）の評点に達していると認められる事業の場合、審査会に進むことができます。

(3) 審査会

プレゼンテーション形式で事業内容を発表していただきます。実施時間、場所については、別途お知らせします。

(4) 評価項目

書類審査及び審査会において、事業アイデアを以下の評価項目、評価内容により審査します。

1　独自性

地域における新たな発想や技術、特色あるサービス等により、新たなニーズや市場を掘り起こすことができる事業か。

2　地域経済・社会へのインパクト

地域経済へのインパクト、または、地域社会へポジティブな影響を与えられる事業か。

3　実現可能性

事業特性を踏まえ、一定程度実現性のあるビジネスプラン（研究開発計画、生産・販売計画、収支計画、投資計画等）が考えられているか。

4　成長性

今後の発展性が期待され、事業の拡大・成長が見込まれるか。

5　意欲、能力

事業を確立するにあたっての強い意志および最低限の経験、能力が備わっているか。

6　支援の必要性

事業立ち上げや事業運営、経営上の経験や知見、財務的観点において行政の支援の必要性があるか。

7　地域資源の活用、地域課題の解決（審査会における加点要素）

原材料や観光資源等小千谷の地域資源の活用を前提としている事業、または小千谷の地域課題の解決に資する事業であるか。

(5) 選考結果の公表

選考結果については、小千谷市及び小千谷市起業家育成支援事業「BALLOON」のウェブサイト等で公表します。

（採択の場合、申請者・事業タイトル・事業の概要等を公表します。不採択の場合は公表しません。）

※採択者には下記スケジュールに従い、補助金交付申請書を提出いただきます。

7. 応募・採択スケジュール（予定）

内容	日程	備考
事前相談・応募申込	令和 8 年 11 月 11 日（水）～令和 9 年 1 月 29 日（金）午後 5 時	・応募にあたっては、事前に小千谷市起業家育成支援事業運営事務局である Socialups 株式会社（下記連絡先）までご相談ください。 ・応募期限までに、書類すべてを整えて提出していただく必要があります。
書類審査	応募書類受付後随時（令和 9 年 2 月 12 日（金）まで）	・結果通知は令和 9 年 2 月 12 日（金）までに行い、合格者には審査会のご案内をいたします。

審査会	令和９年３月上旬	・プレゼンテーション形式で事業内容を発表していただきます。 ・発表時間は 7 分程度、その後審査員による質疑応答があります。 ・実施時間、場所については、別途お知らせします。
採択決定	令和９年３月中旬	・応募書類、審査会の意見を踏まえ、採択・不採択の決定を行います。
交付申請 ・交付決定	令和９年４月以降	・採択者から補助金交付申請書を提出いただき、交付決定を行います。 ・交付決定日から令和 10 年１月 31 日（月）までの経費が補助対象経費となります。
事業実施	交付決定日～ 令和 10 年１月 31 日（月）	・補助対象期間については、事業構想の確立に向けて伴走支援を実施します。 ・実施期間後の支出は補助対象経費として認められませんのでご注意ください。

《事前相談及び問合わせ先》

Socialups 株式会社（小千谷市起業家育成支援事業運営事務局）

メール　balloon@ojiya-startup.com

8. 注意事項

(1) 本事業は、令和９年度当初予算成立後に、事業を円滑に開始できるよう、予算成立前に補助事業の募集を行うものです。令和９年度の当初予算の成立が前提であり、かつ、今後 内容等に変更があり得ることをあらかじめご承知ください。

(2) 採択を受けたビジネスプランについては、採択者自らの取組を地域に波及させるため、随時、市が主催するイベント等において発表していただきます。応募の際には、その点をご承知の上、応募いただきますようお願いします。

(3) 応募いただいたプランの知的財産権は原則として応募者に帰属しますので、応募者の責任で法的対策をした上で、公表しても差し支えないようにしてください。

(4) 応募内容が第三者の知的財産権（特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権）等に損害を与えた場合は、応募者自身が自己責任において解決してください。